

福岡市旅館等設置規制指導要綱実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、福岡市旅館等設置規制指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 要綱第2条第1号ただし書に規定する市長が別に定める施設は、旅館等と他の用途に供する施設が同一の建物に存する施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、建築主が建物全体の所有者である場合において、当該建物の一部を他の用途として自ら使用し、又は他の者に使用させるときは、要綱第2条第1号に規定する旅館等として取り扱うものとする。

(計画の公開等)

第3条 要綱第3条第1項の規定による建築等の計画の概要を記載した標識の設置は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 標識は、別記様式第1号に定めるところにより作製すること。
- (2) 標識の設置期間は、要綱第4条第2項に規定する協議書を提出しようとする日の30日前の日から、当該建築等の完了の日までの間とすること。
- (3) 標識を設置したときは、その旨を速やかに市長に対し通知すること。
- (4) 標識に記載した事項に変更があったときは、速やかに標識の記載を訂正すること。

2 要綱第3条第2項の規定による建築等の計画その他必要な事項についての説明は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 説明は、次の事項について必要な図書を用いて行うこと。
 - ア 敷地の形態、建築物の配置、規模、構造、用途その他設置計画に関する事項
 - イ 工事の期間、方法及び安全対策に関する事項
 - ウ 営業方針その他営業に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (2) 周辺の住民その他の関係者に個別の説明を行うほか、必要に応じ説明会を開催するなど、建築等の計画の周知に努めること。
- (3) 前号に規定する「周辺の住民」とは、旅館等の敷地境界線からの水平距離が15メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある建築物の所有者、管理者及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあつては、その土地の所有者及び管理者）をいう。

(協議書)

第4条 要綱第4条第2項に規定する協議書は、福岡市旅館等設置協議書（様式第2号）によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 計画公開報告書（様式第3号）
- (2) 計画説明結果報告書（様式第4号）
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 立面図（4面以上で、建築物、門、塀の意匠及び色彩を明示したもの）
- (7) 広告物、屋外照明設備等の設置箇所、形状及び色彩を明示した図面
- (8) 営業方針、フロント業務の方針等に関する書類
- (9) その他市長が必要と認める図書

2 建築主は、福岡市旅館等設置協議書又はその添付図書に記載した事項を変更したときは、変更届（様式第5号）により速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(判定通知書)

第5条 要綱第5条第3項の規定による通知は、福岡市ラブホテル類似施設判定通知書（様式第6号）によるものとする。

(市長が別に定める施設)

第6条 要綱第6条第1項第3号に規定する市長が別に定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び同法第12条に規定する児童相談所
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第4号に規定する社会教育に関する施設及び同法第5章に規定する公民館
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園のうち、専ら児童の利用に供することを目的とするもの及びこれに相当する広場
- (5) 福岡市立人権のまちづくり館条例（平成14年福岡市条例第17号）に規定する人権のまちづくり館
- (6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 福岡市科学館条例（平成27年条例第70号）に規定する福岡市科学館
- (9) 福岡市埋蔵文化財センター条例（昭和56年福岡市条例第66号）に規定する福岡市埋蔵文化財センター

- (10)福岡市立障がい者スポーツセンター条例（昭和 59 年福岡市条例第 10 号）に規定する福岡市立障がい者スポーツセンター
- (11)福岡市民体育館条例（昭和 47 年福岡市条例第 46 号）に規定する福岡市民体育館
- (12)福岡市立地区体育施設条例（昭和 55 年福岡市条例第 68 号）に規定する地区体育施設
- (13)福岡市立ひとり親家庭支援センター条例（昭和 60 年福岡市条例第 46 号）に規定する福岡市立ひとり親家庭支援センター
- (14)福岡市立集会所条例（昭和 39 年福岡市条例第 64 号）に規定する集会所
- (15)裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する家庭裁判所
- (16)少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院
- (17)少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所
- (18)更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所
- (19)医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）

（市長の指導）

- 第 7 条 要綱第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による指導は、指導書（様式第 7 号）によるものとする。
- 2 要綱第 6 条第 4 項の規定による報告は、指導に関する報告書（様式第 8 号）によるものとする。

（市長の勧告）

- 第 8 条 要綱第 7 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 9 号）によるものとする。
- 2 要綱第 7 条第 2 項の規定により建築主に対し、理由を通知し、意見を述べる機会を与える場合は、勧告に関する理由通知書（様式第 10 号）によるものとする。
- 3 要綱第 7 条第 3 項の規定による報告は、勧告に関する報告書（様式第 11 号）によるものとする。

（福岡市旅館等設置審議委員会）

- 第 9 条 福岡市旅館等設置審議委員会（以下「委員会」という。）は、総務企画局長、こども未来局長、住宅都市局長及び教育委員会教育長を委員として組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども未来局長を、副委員長は住宅都市局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員会の下部組織として幹事会を置き、総務企画局行政部法制課長、こども未来局こど

も政策部こども健全育成課長、こども未来局子育て支援部運営支援課長、保健医療局保健所地域衛生部医薬務・衛生推進課長、住宅都市局建築指導部建築審査課長及び教育委員会指導部学校企画課長の職にある者を幹事として組織する。

- 6 幹事に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長はこども未来局こども政策部こども健全育成課長の職にある者を、副幹事長は住宅都市局建築指導部建築審査課長の職にある者をもって充てる。
- 7 幹事は、委員長の命を受け、委員会の所管事項についてあらかじめ調査検討するものとする。
- 8 委員会の所管事項につき関連のある本市職員は、委員長の許可を得て、委員会又は幹事会に出席して意見を述べることができる。
- 9 委員会及び幹事会の庶務は、こども未来局こども政策部こども健全育成課において処理する。

(委 任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 9 年 7 月 10 日から施行する。

(福岡市モーテル類似施設設置規制指導要綱実施要領の廃止)

福岡市モーテル類似施設設置規制指導要綱実施要領（昭和 57 年 3 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 14 日施行）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福岡市旅館等設置規制指導要綱実施要領様式第 2 号の規定により作成された様式は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。